

ジェネリック医薬品使用のお願い

現在、国の方針で、後発品の使用が推奨されています。超高齢化社会を迎え、増え続ける医療費が、国家財政を圧迫しています。そこで、医療の質を落とさずに医療費を削減するひとつの方法として、ジェネリック医薬品の使用が推奨されています。ジェネリック医薬品が普及すると、医療保険財政の改善（医療費の抑制）や健康保険料負担の抑制、自己負担の軽減につながります。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、これまで有効性や安全性が実証されてきた新薬と同等と認められた低価格な薬です。ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含有し、効能・効果や用法・用量も基本的には変わりません（特許の関係上違うものもあります）。先発医薬品と治療学的に「同等」であり、先発医薬品と代替可能な医薬品であることを、必要なデータに基づいて審査を行ったうえで、厚生労働大臣が承認したものだけが、ジェネリック医薬品として供給されています。

ジェネリック医薬品では、添加物が新薬とは異なる場合がありますが、品質についても厳しい審査が行われていて、有効性・安全性が同等であることが証明されています。なお、有効成分の安定性を高めるために、あえて異なる添加物を使用することもあります。先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合であっても、日本薬局方の規定により、薬理作用を発揮したり、有効成分の治療効果を妨げたりする物質を添加剤として使用することはできません。使用前例のある、安全性が確認された添加剤のみが使用されています。添加剤の成分や配合量が先発医薬品と異なっても、有効性や安全性に違いが出ることがないように、ジェネリック医薬品の承認審査で、生物学的同等性試験のデータの提出が求められ、主成分の血中濃度の挙動が先発医薬品と同等であることが確認されています。患者さんの体質によっては、添加剤が原因でアレルギー反応などの副作用などを引き起こすことがまれにありますが、これは、先発医薬品であってもジェネリック医薬品であっても、同様に起こりうることです。

行政からの要請に応え、市立病院でもジェネリック医薬品の使用を推奨しています。

市立病院では後発品の採用に際し、先発品と効果、剤形、使用感などを比較検討し、極力問題の無いものを選択しています。服用開始時には、効果や、副作用が気になると思いますが、世界で最も優れていると言われる日本の医療保険制度を、今後も持続させていくために、ご理解、ご協力をお願いします。

〔薬剤部長 鳥見好宏〕